

証券取引法・投資顧問業法における規制の概要

1. 証券取引法に基づく開示規制（証券取引法第2章～第2章の3）

① 企業内容等の開示規制（証券取引法第2章）

（ア）発行開示

有価証券の募集又は売出しに際して、発行者は有価証券届出書を提出しなければならない。（間接開示）

有価証券の募集又は売出しを行う発行者は、目論見書を作成しなければならない。また、当該募集又は売出しにより有価証券を取得させ又は売付けようとする者は、目論見書をその相手方に交付しなければならない。（直接開示）

（イ）継続開示

取引所に上場されている有価証券、その募集又は売出しにつき届出を行った有価証券等の発行者は、事業年度ごとに有価証券報告書を提出するなど、定期的・臨時的に開示書類を提出しなければならない。（有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書）

② 公開買付けに関する開示規制（証券取引法第2章の2）

取引所市場外で有価証券報告書提出会社の株券等の買付けを行う場合には、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数、その他の事項を公告し、これらの事項を記載した公開買付届出書を提出しなければならない。（公開買付開始公告・公開買付届出書の提出）

③ 株券等の大量保有の状況に関する開示規制（証券取引法第2章の3）

取引所に上場されている株券等の発行者の株券等をその発行済株式総数の5%を超えて保有することとなった者は、大量保有報告書を提出しなければならない。

2. 業者に関する規制（証券取引法第3章・第3章の2、投資顧問業法）

① 証券会社等（証券取引法第3章）

証券会社については、投資者保護の観点から、参入規制、行為規制及び財務規制が規定されている。

（ア）参入規制・業務分野規制

- i 登録
- ii 登録拒否要件
- iii 商号規制
- iv 名義貸しの禁止
- v 主要株主規制

vi 業務分野規制(資料2-3参照) 等

(イ)行為規制

- i 顧客に対する誠実義務
- ii 取引態様の事前明示義務
- iii リスクの高い商品についての取引の概要書類交付義務・取引報告書の交付義務
- iv 適合性原則
- v 最良執行義務(平成17年4月より施行)
- vi 分別管理義務
- vii 禁止行為
 - 断定的判断の提供による勧誘の禁止
 - 取引一任勘定取引等の禁止
 - 大量推奨販売の禁止
 - フロントランニングの禁止
 - 損失補填の禁止
 - アームズ・レングス・ルール
 - バックファイナンスの禁止 等

(ウ)財務規制

- i 営業報告書・説明書類等の提出
- ii 証券取引責任準備金の積立
- iii 自己資本規制 等

② 証券仲介業者(証券取引法第3章の2)

証券仲介業者に関しては、投資者保護の観点から、証券会社と同じく、参入規制、行為規制が定められているが、自己の勘定で取引を取扱うのではないため、財務規制は規定されていない。証券仲介業者特有の禁止規定としては、証券仲介業者が取引主体にならないことを踏まえ、証券仲介業に関する金銭もしくは有価証券の預託の禁止等がある。

③ 証券投資顧問業者(投資顧問業法)

投資顧問業者は、登録を受けた投資顧問業者(助言業者)と、認可を受けて投資一任業務を行う認可投資顧問業者(投資一任業者)があり、投資者保護の観点から、参入規制、行為規制及び財務規制が定められている。投資一任業者に関しては、自己の判断で投資を行うため、それぞれの規制は、助言業者よりも厳しくなっている。

(ア)参入規制・業務分野規制

- i 登録
- ii 登録拒否要件
- iii 標識の揭示義務
- iv 名義貸しの禁止

v 届出が必要な業務

証券業、投資信託委託業、投資法人資産運用業、信託業務

[認可投資顧問業者に特有の参入規制]

vi 主要株主規制

vii 兼業規制

- 届出業務(投資信託委託業、投資法人資産運用業)
- 認可業務(証券業、信託業務)
- 承認業務

等

(イ)行為規制

i 広告等の規制

ii 契約締結前・締結時の書面の交付義務

iii 顧客に対する忠実義務

iv 禁止行為

- 顧客を相手方とした、又は顧客のために行う証券取引行為の禁止(投資一任業者においては、顧客を相手方とした証券取引行為のみ禁止)
- 金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止
- 金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止
- 偽計、暴行又は脅迫による投資顧問契約の締結又は解除の禁止
- 損失補填を約する勧誘の禁止
- 特別の利益の提供を約する勧誘の禁止
- 損失補填の禁止
- 顧客相互間における利益の付替え等を内容とする投資の禁止
- スカルピング行為の禁止
- アームズ・レングス・ルール 等

[認可投資顧問業者に特有の行為規制]

v 顧客から一任された投資判断等の再委任の制限

vi 投資一任契約を締結している顧客に対する報告書の交付 等

(ウ)財務規制

i 営業保証金の供託

ii 業務に関する帳簿書類の作成及び保存

iii 営業報告書の提出

[認可投資顧問業者に特有の財務規制]

iv 最低資本金に関する規制(投資顧問業法施行規則)

3. 市場関係者に関する規制 (証券取引法第4章～第5章の4)

① 証券業協会 (証券取引法第4章)・証券投資顧問業協会(投資顧問業法第6章)

証券業協会及び投資顧問業協会は、投資者保護の観点から、投資家からの苦情の解決等の業務を含む、会員業者に対する自主規制を行う。

また、証券業協会については内閣総理大臣の認可を受けることとされており、投資家からの苦情の解決に対してあっせんの業務を行うことができるほか、店頭売買有価証券市場の管理も行っている。

② 投資者保護基金（証券取引法第4章の2）

投資者保護基金は、認可を受けて、投資家の資産を保護するために、証券会社の経営が破綻し、当該証券会社の分別管理が適切になされていない際に顧客資産の円滑な返還を行う。また、破綻証券会社に対しては、その業務が迅速に行えるよう融資を行う。

③ 証券取引所・外国証券取引所（証券取引法第5章・第5章の2）

証券取引所は、免許を受けて有価証券市場を開設し、市場で公正な取引が行われるよう、業務規程や受託契約準則により有価証券市場における売買等の規制を行う。また、上場規則についても定めている。

④ 証券取引清算機関（証券取引法第5章の3）

証券取引清算機関は、免許を受けて、決済インフラの安定性を確保するために、市場で成立した売買について、決済数量確定のための計算など決済を行うために必要な処理を行う。主な機能として、債務引受け、ネットティング、決済指図、決済保証等がある。

⑤ 証券金融会社（証券取引法第5章の4）

証券金融会社は、免許を受けて、円滑な取引を促進する観点から、証券取引所において証券会社又は外国証券会社に対して、信用取引の決済に必要な金銭または有価証券を貸し付ける業務、証券会社及び個人投資家等に対する貸付業務等を行う。

4. 有価証券の取引等に関する規制（証券取引法第6章）

① 不正取引行為の禁止

有価証券取引等について、不正な手段、計画又は技巧を用いることの禁止

② 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止

有価証券取引等について、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫することの禁止

③ 相場操縦的行為の禁止

仮装取引、馴合取引、相場操縦、安定操作取引、店頭市場における相場操縦的行為の禁止

④ 自己計算・過当投機の制限

証券会社等が自己の計算において行う有価証券の売買の制限及び過当な数量の売買の制限

⑤ 信用取引等における金銭の預託

信用取引について、顧客からの一定額の金銭の預託を受ける義務

⑥ 空売り注文の禁止

有価証券を有しないでもしくは有価証券を借り入れて売付け等をするものの禁止

⑦ インサイダー取引規制

投資判断に影響を及ぼすような、上場会社等の重要事実を知った会社関係者等が、重要事実の公表前に、当該上場会社等が発行する株式等の取引を行なうことの禁止

⑧ その他の規制

(ア) 無免許市場での取引禁止

(イ) 虚偽の文書の作成・頒布の禁止

(ウ) 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示

(エ) 有利買付け等の表示の禁止

(オ) 一定の配当等の表示の禁止 等